法規的告示

○総務省告示第三百四十六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の十第三号及び第四号（これらの規定を同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、インターネットプロトコルを使用する専用通信回線設備等端末又は自営電気通信設備（デジタルデータ伝送用設備に接続されるものに限る。）の電気通信の機能に係るソフトウェアの更新の機能及び同号に規定するインタフェースに係る措置の条件を次のように定め、令和九年四月一日から施行する。

令和八年九月二十四日

総務大臣　藤井比早之

一　端末設備等規則第三十四条の十第三号（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の告示で定める機能は、次に掲げるものとする。

1　専用通信回線設備等端末又は自営電気通信設備（以下「専用通信回線設備等端末等」という。）の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新できる機能

2　最新のソフトウェアが導入されていることを確認する機能

3　ソフトウェアに用いるプログラムの完全性を当該ソフトウェアへの更新の前に確認する機能

二　端末設備等規則第三十四条の十第四号（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の告示で定める措置は、次に掲げるものとする。

1　専用通信回線設備等端末等に備えられた電気通信の機能に係るインタフェース（端末設備等規則第三十四条の十第四号に規定するインタフェースをいう。以下同じ。）及びその利用目的（複数のインタフェースがある場合にあっては、それぞれの利用目的）を明示すること。

2　専用通信回線設備等端末等の利用に必要でないインタフェースを無効化すること。

その他告示

○法務省告示第七十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年九月二十四日

法務大臣　山下　貴司

広島法務局所属

田村　章

○法務省告示第七十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年九月二十四日

法務大臣　山下　貴司

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社チャイルドサポート

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号ワカ末ビル七階

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条各号に係る変更

変更の認証年月日

令和八年九月十日

○外務省告示第二百九十二号

令和八年八月二十一日にディリで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　一億七千六百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　山本恭司在東ティモール大使

東ティモール側　ベンディト・ドス・サントス・フレイタス外務・協力大臣

令和八年九月二十四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤井比早之

○外務省告示第二百九十三号

令和八年七月十三日にプノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年九月二十四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤井比早之

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百七十七億七千六百万円（一七、七七六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、シハヌークビル港新コンテナターミナル整備計画（第二期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートであって六箇月の貸出しに適用されるものに〇・四五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は、〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、一・一パーセントとする。

(e)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後五年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(e)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、カンボジア王国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金